

No. 12

2014年7月

# 井原すがこ

平成26年  
6月定例会

討議資料

# 県議会報告



吉香公園の大噴水

7月3日井原議員が、岩国基地や愛宕山開発について、一般質問をされるので傍聴に行きました。冒頭に「集団的自衛権が閣議決定されました。が、知事は「國の専権事項なのでコメントは差し控えさせていただきます」と自身の意見を明確に示されることなく答弁をさけ、若さ

## 傍聴記

### 若き知事に落胆した

その後の答弁にも具体的な回答ではなく、県政も國の方針に沿つて物事が動いて行くような感じを受けました。やはり地元を代表されて出ておられる県会議員の質問に対しては、現場に出向いて状況を確認し把握して、県民のための行政を行つてもらいたいものだ、とつくづく感じました。

(牛野谷 T・H)

井原議員におかれましては、これからも積み上げる立場にはない」と考えていました。

### 知事の答弁

交・防衛・エネルギー政策は國の専管事項であるからコメントする立場にない」と、判断で押したような答弁でしか聞けませんでした。

142万県民の安心と安全を知事に託している私たちは、誰を頼りに生活したら良いのでしょうか。(すがこ)

平成26年6月定例会は6月25日から7月11日まで開かれ、平成26年度一般会計補正予算など20議案が審議されました。村岡県政の本格スタートとなる議会なので新鮮さに期待しましたが、これまでの執行姿勢を守るだけの新味のない議会でした。そんな中で、今議会でも身近な問題について質しました。

## 1 集団的自衛権について

問 県民の生命と生活を守る責任者として、また一人の政治家として、集団的自衛権の行使をめぐる最近の動きについて、知事はどうお考えでしょうか。

答 権の問題は、外交・防衛政策に関する事柄で、国の専管事項ですかから、私から見解を申し上げる立場にはない」と考えていました。(再質問、再々質問に対する同一の答弁)

「これまでの移設が実現しなければ、沖縄の負担軽減にはつながらないので、先行移駐は認めない」としてきました。ところが、今回、普天間移設は何も進まないのに、沖縄の負担軽減のためとして先行移駐を認めました。国に言われたからといって簡単に前言を翻すようでは、県の答弁に対する信頼性が失われるのではないか。

質問は裏面に続く

問 県は、これまでの移設が実現しなければ、沖縄の負担軽減を目的として、国が今夏の移駐を提示してきたので、地元市町と協議し、県議会のご意見も踏まえ、普天間移設に変更したわけではありません。

## 2 KC130 空中給油機の移駐について



沖縄の負担軽減を目

に見える形で進めるためとして、国が今夏の移駐を提示してきたので、地元市町と協議し、県議会のご意見も踏まえ、普天間移設に変更したわけではありません。

元市町と協議し、県議会のご意見も踏まえ、普天間移設に変更したわけではありません。

### 3 愛宕山開発について

発協議は不要です。

米軍住宅は「建築物」、野球場や陸上競技場は「特定工作物」に当たり、都市計画法に基づき、知事との開発協議が必要とされていますが、そうした手続きは行われたのでしょうか。

防衛省がアメリカに提供するため建設する住宅は、法令や国の通知により、「公益上必要な建築物」に当たり、野球場や陸上競技場のうち観覧席を設けるものも、法令により「特定工作物」ではなく建築物と建物に該当するので、開

うか。

スポーツ施設の区域にもフェンスが張られ、米軍が主体で利用することになれば、岩国市などが宣伝している「市民の自由利用」にはならないのではないか。運動施設がアメリカに提供された後には、日米地位協定に基づき、米軍が管理することになりますが、原則として身分証等を提示することなく自由に立ち入れることを基本に、また、できるだけ市民が利用しやすい運動施設になるよう、今後、国、米軍及び岩国市で調整されると承知しています。

運動施設がアメリカに

### 4 上関原発について

速やかに免許の取り消しを行うべきではないでしょうか。

問

これまで「上関が国のエネルギー政策の中に位置づけられているかどうか」が埋立免許の延長申請の審査の判断基準とされてきましたが、これは、埋立の必要性など免許基準に関わる重要な事項であり、その埋立の必要性 자체が不明確になるとするとすれば、もはや免許

答

上関原発のエネルギー政策上の位置付けについて十分な説明がつくされていないので、法律上の要件である正当な理由の有無を判断できる段階には至つておらず、許可・不許可の判断ができる状態にないので、さらに補足説明を求め審査を継続しているところです。

### 5 学校図書館の環境整備について

学校図書館法が改正され、学校司書が法的に位置付けられました。学校の図書館を、未だを担う児童生徒のためにもっと活用していただきたい、法改正を受けた取り組みをお聞かせ下さい。

「山口県子ども読書活動推進

ヤジ

6月30日付で昨年度（平成25年4月～26年3月）の山口県議会議員全員の政務活動費の使途内容が公表されました。

昨年度より政務活動費の使途範囲が拡大されたためか、前年度より返還率が減少しました。

また、全国でも、兵庫県や愛知県、福岡県など不透明な使途の例がニュースで報道され、議員の号泣しているみつともない姿がさらし出されました。

これらは特殊な一部の例かもしれません、山口県でもこの政務活動費について、県民が告発している事例も起きています。こんな実態では私は政務活動費（年間420万円）を受け取ることが出来ません。

答 改正法の施行後、国は学校司書のあり

方を検討し必要な措置を行ってまいります。

計画」により、この10年間、県立高校の学校図書館の資料、担当職員などの環境整備をどのように行つてきたのか、また以前要望したモデル校の設置についてのその後の対応をお示しください。

学校司書のモデル校の設置については、引き続き研究し



議員控室のお花

